

税の申告 2月17日(月)～3月17日(月)

申告書には必ず住所、氏名、生年月日、扶養親族などを記入しておきましょう。

納税相談のスケジュール (午前9時30分～11時30分)
午後1時～4時

市・県民税、農業所得

28(金)	27(木)	26(水)	25(火)	24(月)	23(日)	22(土)	21(金)	20(木)	19(水)	18(火)	2/17(月)			
新飯田 地域生活 センター	茨曾根 地域生活 センター	庄瀬 地域生活 センター	白井 地域生活 センター	大郷 地域生活 センター	※確定申告書が送付された農業所得のある方は、 2月27日以降の日に、カルチャーセンターで 申告されるようお願いいたします。		驚巻 地域生活 センター	根岸 地域生活 センター	大郷 地域生活 センター	大郷地区の全域	白井地区の一部 (中小見・堀掛・中山・小蔵子・白井・朝捲・上赤洗)	庄瀬地区の一部 (栗新田・古川新田・真木新田・ 庄瀬1～7・上町・下町)	茨曾根地区の一部 (清水・上茨・下茨・丸瀧・新村・庚)	新飯田地区の全域
小 林	庄 瀬	根岸地区の一部 (山崎興野・下山崎・上塩俵・松橋・中塩俵・ 下塩俵・新山崎町)	驚巻地区の一部 (東笠巻新田1・2・上驚ノ木・ 中驚ノ木1・2・下驚ノ木1・2・驚巻校町)	根岸地区の一部 (山崎興野・下山崎・上塩俵・松橋・中塩俵・ 下塩俵・新山崎町)	大郷地区の全域	大郷地区の全域	白井地区の一部 (中小見・堀掛・中山・小蔵子・白井・朝捲・上赤洗)	庄瀬地区の一部 (栗新田・古川新田・真木新田・ 庄瀬1～7・上町・下町)	茨曾根地区の一部 (清水・上茨・下茨・丸瀧・新村・庚)	新飯田地区の全域				

～混雑と長い待ち時間緩和にご協力ください～
・申告書は自分で作成して郵送することもできます。
・できるだけ指定された日、会場で申告を済ませてください。

●当日必要なもの

- ①申告用紙 ②印鑑 ③源泉徴収票 ④人は医療費の領収書、または被害の証明書 ⑤小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除などを受ける人は、その支払証明書または確認できるもの ⑥生命保険料などの証明書 ⑦医療費・雑損控除を受ける人は医療費の領収書、または被害の証明書 ⑧小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除などを受ける人は、その支払証明書または確認できるもの ⑨身体障害者手帳など

17(月)	16(日)	15(土)	14(金)	13(木)	12(水)	11(火)	10(月)	9(日)	8(土)	7(金)	6(木)	5(水)	4(火)	3(月)	2(日)	3/1(土)
カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ	カルチャーセンター サブアリーナ
市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域

※申告期間中は市役所での申告会場は設けておりません。お間違えないようお願いいたします。

※白根地区については送付される申告書に従っておいでください。

白根地区の一部
(前記の日程で、都合の付かなかった方も受け付けます。)

白根地区の一部
(前記の日程で、都合の付かなかった方も受け付けます。)

●営業の方
税理士の税務相談
をご利用ください。

2月20日(水)・21日(金)・24日(月)の3日間。午前9時30分～午後3時まで、市役所4階大会議室にて。

●新潟税務署が特設会場を設置します。
ご利用ください。

税務署では今年も特設会場を設置し、サラリーマンや年金受給者などの申告を受け付けます。ご利用できる人は早めにご利用ください。ただし事業所得や譲渡所得については特設会場では対応できません。税務署からの通知等に従って、税務署で申告を済ませてください。

■期間 2月3日(月)～3月17日(月) (土・日曜・休日を除く)
午前9時～午後4時(受け付けは午後3時まで) ■会場 新潟市八千代万代シティー第3駐車場内特設会場

区分	開催日	開始時刻	会場
・年金受給者 ・医療費控除	2月12日(水)	午前9時30分	白根市役所 四階大会議室
・住宅取得等 特別控除	2月13日(木) 2月14日(金)		市内全域

所得税と市・県民税の申告時期になりました。市税務課では今年も申告の相談・受け付けを行います。会場・駐車場の混雑や長い待ち時間を何とか緩和しようと新しい試みを行います。各地域生活センターでの受け付けを必要最小限とし、申告のメイン会場を市役所からカルチャーセンターに移します。申告書の自力作成も含め、ご協力をお願いいたします。

●住宅取得等特別控除、医療費控除、年金受給者のための確定申告受け付け

市では年末調整が済んでいる給与所得者で、住宅取得等特別控除や医療費控除を受ける人と年金受給者を対象に左表のとおり2月12日から14日まで確定申告を受け付けます。

所得税の確定申告は2月17日からですが、該当する人はできるだけこの時期に申告を済ませてください。

所得税

確定申告の必要な人

●自営業などの人の場合
商業、工業、農業などの事業所得や、地代・家賃などの不動産所得、年金などの雑所得がある人で、平成8年中の所得の合計額が所得控除の合計額より多い人。

●サラリーマンの場合
サラリーマン(給与所得者)は、普通、勤務先で年末調整を行って税金の精算をするので確定申告をする必要はありません。しかし、昨年中の所得額が次に当てはまる人は申告をしなければなりません。
①給与の年間収入額が2,000万円を超える人
②給与所得や退職所得以外の所得(家賃、農業収入、事業収入、株式配当金)の合計が20万円を超える人
③同族会社の役員やこれらの人との親族関係などにある人で、その同族会社から給与所得のほかに、貸付金の利子、店舗、工場などの賃貸料などの支払を受けている人

市・県民税

●申告の必要な人
今年の1月1日現在、白根市に住み、平成8年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに当てはまる人
①税務課から申告書が送られた人
②農業、商業、工業、サービス業などの所得があった人
③給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
④2カ所以上から給与(年金、恩給を含む)を受け取った人
⑤所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
⑥市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
⑦公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
⑧平成8年中に中途退職した人

●申告をしなくてもよい人
①所得税の確定申告をした人
②給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていて、他の所得がない人

■申告に関する問い合わせ
▼新潟税務署 (〒951 新潟市 営所通2番町692番地5) 229・2151
▼市役所税務課市民係 (〒973 2111) 241・244